

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年9月21日（火）

10：02～10：14

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）

上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）

茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）

萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）

田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）

野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）

加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）

平 井 卓 也 国務大臣（デジタル大臣，内閣府特命担当大臣）

平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）

棚 橋 泰 文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂 井 学 内閣官房副長官

岡 田 直 樹 内閣官房副長官

杉 田 和 博 内閣官房副長官

近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 4件

○国会提出案件 2件

○政令 9件

○人事 3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、臨時国会を来る10月4日に召集することについて、御決定をお願いいたします。召集の詔書は、上奏・御裁可を経て、本日付け官報で公布する予定であります。また、臨時国会を召集することを決定した旨、衆・参両院議長及び臨時国会召集要求書の提出代表者あてに通知することについてあわせて御決定をお願いいたします。

次に、「ウズベキスタン国」、「ボツワナ国」、「モーリタニア国」及び「ルーマニア国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、9月27日及び30日に、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ウルグアイ国」、「カタル国」及び「リトアニア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、国家公務員及び自衛隊員に係る「令和2年度の倫理に関する状況報告」について、御決定をお願いいたします。本報告は、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法に基づき、提出が義務付けられている各種報告書の提出件数及び倫理法の周知徹底のために講じた施策などを、国会に報告するものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」は、低所得世帯について、第2子以降の保育料減免の特例措置適用に当たり、保育所等の利用要件を撤廃するものであります。

次に、「著作権法施行令の一部を改正する政令」は、著作権法の一部改正法の施行に伴い、放送番組のインターネット同時配信における著作物等の利用円滑化のための手続等を定めるものであります。

次に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和4年10月1日とするものであり、「職業安定法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、妊娠又は出産等についての申出を理由とした不利益取扱いの禁止規定等を追加するものであります。

次に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を令和4年4月1日等とするものであり、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」並びに「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等」の一部を改正する各政令は、同改正法の施行に伴い、医療・介護情報を正確に連結するために必要な情報提供に係る手数料の額を定めるものであります。

次に、「マンション管理適正化法及びマンション建替円滑化法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和4年4月1日等とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、マンション管理計画の事実関係の調査を行う指定認定事務支援法人の指定方法を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、菅内閣総理大臣が、日米豪印首脳会談等のため、23日から26日まで、茂木外務大臣が、国際連合総会出席等のため、22日から25日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、防衛省人事といたしまして、東北方面総監原田智総が退官し、その後任に防衛大学校副校長梶原直樹を、充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、上東輝夫外115名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、坂本大臣。

○坂本国務大臣：本日9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を「交通事故死ゼロを目指す日」としています。今回は、8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を踏まえ、「子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保」、「夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上」、「自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底」、「飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶」の4点を重点に掲げ、運動を推進します。運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の向上に努めてまいります。昨年の交通事故死者数は、2,839人と、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最少となりましたが、いまだに多くの方々の命が交通事故により失われています。閣僚の皆様には、交通安全対策の推進に、引き続き御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○棚橋国務大臣：本年8月末の交通事故死者数は、対前年比で減少しているものの、6月には、飲酒運転のトラックにより、下校中の小学生5名が死傷する痛ましい交通事故が発生するなど、依然として尊い命が失われていることには変わりはありません。また、例年、この時期から、特に夕暮れや夜間における歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。今回の運動においては、各自治体や関係機関・団体と連携しながら、夕暮れ時の早めのライト点灯や反射材用品等の着用を促進するとともに、幼児、児童、高齢者等をはじめとした歩行者や自転車の事故防止のほか、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進してまいります。なお、本運動では、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しつつ、各種活動に取り組んでまいりますので、閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：茂木大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。なお、私も、23日から26日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○加藤国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された農林水産大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。  
御発言はございますか。  
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。



資料あり

- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料なし

☆内閣総理大臣菅 義偉外 1 名の海外出張について（了解）

資料あり

- 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆元外務事務官上東輝夫外 1 1 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]